

後期高齢者医療制度

☎ 保険年金課 (☎514-8293)

新型コロナウイルス関連

●新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免および徴収猶予について ID 1014355

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で一定の条件を満たす方については、保険料の減免や徴収猶予の対象となります場合があります。対象者や手続きの詳細については、納入通知書と併せてお届けする案内文をご確認ください。

■令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を発送します ID 1002813

後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を7月10日(金)に発送します。対象者は6月30日までに後期高齢者医療制度の資格を取得した方です。なお、5月1日以降、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した方は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の両方の納入通知書が届きますが、それぞれ加入月数で計算されており二重払いではありません。

▼これから後期高齢者医療制度に加入する方

保険料は、誕生日の属する月から発生します。7月以降に75歳になる方へは、誕生日の属する月の翌月に保険料額決定通知書・納入通知書を郵送します。

被保険者証(保険証)は、75歳の誕生日の前日までに簡易書留で住所地へ郵送します。

■後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ ID 1002810

▼後期高齢者被保険者証(保険証)の大きさが変わります

8月1日から、保険証の大きさがカードサイズに変更になります。現在交付している保険証(青竹色)は7月31日(金)で期限が切れます。新しい保険証(オレンジ色)は7月中旬に簡易書留で郵送します。7月31日までは現在の保険証(青竹色)を使用しますので、7月中は破棄・返却しないようにお願いします。8月以降に医療機関などにかかる際は、必ず新しい保険証を窓口に提示してください。

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)・限度額認定証 ID 1014110

▼すでにお持ちの方へ新しい認定証を発送します

現在の認定証の期限は7月31日(金)です。引き続き対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に発送します。

▼減額認定証または限度額認定証をお持ちでない方へ

住民税非課税世帯の方は、減額認定証を提示することで入院時の食事代が減額されることがあります。減額認定証をお持ちでない方で、入院が見込まれる方は手続きをお願いします。詳細はお問い合わせください。

●確定申告期限の延長による影響について

ID 1002813・1002817・1014110

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。当該延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回お送りする保険料の金額、保険証の自己負担割合、減額認定証・限度額認定証の適用区分が、暫定的なものとなる場合があります。変更があった方には後日お知らせします。

■医療機関などにかかるときの自己負担 ID 1002817

▼一部負担金の割合について

医療機関などで受診される際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担金を支払います。一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、令和2年度住民税課税標準額により判定します(表1参照)。

【表1】一部負担金の割合判定基準

区分	令和2年度 住民税課税標準額※	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

※住民税課税標準額とは住民税の総所得金額等から住民税の所得控除を差し引いた額ですので、所得税の課税所得額のことではありません

▼3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります

令和元年(平成31年)中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、申請により翌月から負担割合が変更されます。

該当する方は、保険年金課まで申請してください。令和2年1月1日現在日野市にお住まいでなかった方、税の申告をしていない方は収入額の分かる書類も持参してください。なお、8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方(表2参照)には、6月末にお知らせ(基準収入額適用申請書)を送付しました。

【表2】収入額による一部負担金の割合判定基準

世帯区分	令和元年 (平成31年)中の 収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の 割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して 520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人で70～74歳の方がいる場合		

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

国民健康保険

☎ 保険年金課 (☎514-8279)

新型コロナウイルス関連

●新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免について ID 1014297

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定以上減少することが見込まれる世帯の方は国民健康保険税が減免となる場合があります。

また、国民健康保険税減免問い合わせ専用ダイヤル(☎514-8193※土曜・日曜日、祝日を除く9:00～12:00と13:00～17:00)、7月18日(土)・25日(土)9:00～17:00に相談窓口(予約制。申込 前日までに電話)を開設します。詳細は市 HP を参照またはお問い合わせください。

■国民健康保険税の納税通知書を発送します ID 1011337

令和2年度(4月～令和3年3月)分の国民健康保険税納税通知書を7月10日(金)に世帯主宛にお送りします。今年度の税額や納期限、計算方法などを説明していますので、ご確認ください。

■地方税法改正による令和2年度国民健康保険税の変更点について ID 1002800・1002802

地方税法改正により、課税限度額の引き上げ、均等割額の軽減対象世帯の範囲を拡充しました(表1・2参照)。

【表1】税額などの新旧比較表(年税額)

区 分	内 容	新税額など(A)	旧税額など(B)	増減など(C=A-B)
基礎課税額(医療分)	所得割率	5.2%	5.2%	改定無
	均等割額(1人当たり)	28,800円	28,800円	改定無
	課税限度額	63万円	61万円	2万円
後期高齢者支援分	所得割率	1.5%	1.5%	改定無
	均等割額(1人当たり)	9,600円	9,600円	改定無
	課税限度額	19万円	19万円	改定無
介護納付金分(40～64歳)	所得割率	1.5%	1.5%	改定無
	均等割額(1人当たり)	12,300円	12,300円	改定無
	課税限度額	17万円	16万円	1万円
合 計	所得割率	8.2%	8.2%	改定無
	均等割総額(介護分含む)	50,700円	50,700円	改定無
	均等割総額(介護分なし)	38,400円	38,400円	改定無
	課税限度額	99万円	96万円	3万円

【表2】軽減判定所得比較表

	令和2年度	平成31(令和元)年度
7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(28万5千円×加入者数)以下の世帯	33万円+(28万円×加入者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(52万円×加入者数)以下の世帯	33万円+(51万円×加入者数)以下の世帯

※軽減判定所得は、世帯の国保加入者の「総所得金額等」を合算した金額です

※国保に入っていない世帯主および世帯内に国保から後期高齢者医療保険へ移られた方がいる場合は、それらの方の所得金額も含めて判定します

■保険税の減免 ID 1002800

地震や火災などの災害にあった時、収入が激減したことにより生活が著しく困窮し保険税を納付することが困難になった際はご相談ください。

●確定申告期限の延長による影響について ID 1011459

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。当該期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回お送りする納税通知書の保険税額、高齢受給者証の自己負担割合、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の適用区分、特定疾病療養受療証の自己負担限度額が暫定的なものとなる場合があります。変更があった方には、後日お知らせします。

■国民健康保険高齢受給者証を発送します ID 1014459

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)までです。新しい受給者証は一部負担金の負担割合を再判定し、7月下旬にお送りします。負担割合は2割または3割です(表3参照)。

【表3】一部負担金の割合判定基準(令和2年8月1日から)

区分	令和2年度住民税課税所得額(※1)(課税標準額)・旧ただし書き所得(※2)	一部負担金の割合
一般	下記以外の人	2割
現役並み所得者	①、②の条件の両方に当てはまる世帯の人 ① 同一世帯の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に、住民税課税所得額145万円以上の人がいる ② 同一世帯の70歳以上75歳未満の国保加入者の旧ただし書き所得(※2)の合計額が210万円を超える	3割

※1 住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額等から所得控除を差し引いた額ですので、所得税の課税所得額のことではありません

※2 旧ただし書き所得とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことです

■3割負担の方は申請により負担割合が2割になる場合があります ID 1014459

平成31年・令和元年中の収入額の合計が表4の条件を満たしている場合は、申請により負担割合が変わります。該当すると思われる方には、6月にお知らせ(基準収入額適用申請書)を送付しました(表4参照)。

【表4】収入額による一部負担金の割合判定基準(令和2年8月1日から)

世帯区分	平成31年・令和元年中の収入額	申請した場合の一部負担金の割合
①同一世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方が本人のみ	本人の収入が383万円未満	2割
②同一世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方が本人以外にいる	本人と②の世帯員の収入額と合算して520万円未満	
③次のA・Bの条件の両方に該当する方 A. ①の世帯区分で、平成31年・令和元年中の収入額383万円以上 B. 同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人がいる	本人とBの世帯員の収入額と合算して520万円未満	

※収入額とは必要経費などを差し引く前の金額で、所得額とは異なります